

も又語の轉せしにて、其寒冷の時なるをいひし也。

〔眞曆考〕一とせの來經行あひだを、四つにきざみて、春夏秋冬とぞいひける。これはた神代より然あり來ぬる事なれば、今その故は、いかなりとも知べきならねど、こゝろみにいはゞ、温なる、暑き、涼き、寒き、四つのかはりのあればなるべし。

抑一年は、四月より九月まで六月夏、十月より三月まで冬と、二つに分たらむも、又つねのごと四つにても、又二月づゝ六つに分ても、又四十五六日づゝ八つに分ても、みな同じことにて、難なかるべき中に、四に分れたるは、かならず然るべきおのづからのさまなり、暑き寒き中間に、暑からず寒からず、温なる時と、涼しき時とのあれば、二つにてはたらず、六八にてはくだくだしくて、過たればなり、さて温なる、暑き、すゞしき、寒きによりて、分れたらむにつきて、おのおのその中央をもてなかばとせば、二、三、四月を春、五、六、七月を夏、八、九、十月を秋、十一、十二、正月を冬ともさだむべし、三月は温なるなかばなれば、春のなかばとし、六月は暑きなかばなれば、夏のなかばとするが如し、されどさはあらで、皆その始をはじめと定めたる物なり、正月はあたかなる始、七月はすゞしき始なる故に、春と秋とはじめなるがごとし、餘もみな同じ、これらも神の御心もてさだめさせる物なり。

此春夏秋冬てふ名ども、いとく古く聞えて、古事記、書紀の歌どもにも、をりく見えたり。

春日といふこと、書紀武烈御卷の影媛の歌に見え、夏虫といふこと、仁徳御卷の磐媛命の御歌に見え、夏草といふこと、古事記の遠飛鳥宮段の、衣通王の御歌に見え、秋の田といふこと、萬葉集二の卷の磐媛命の御歌に見え、冬木といふこと、古事記明宮段の吉野の國栖人が歌に見えたり、此ほか歌ならぬは、猶ふるきもあり、

かくてこのよつの時を、又はじめ、なかば、末と、三つづゝ、にきざみて、春の始、秋のなかば、冬の末な